

令和 7 年度

江南市地域公共交通会議会計

令和 7 年度江南市地域公共交通会議会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度江南市地域公共交通会議会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入及び歳出)

第 2 条 歳入及び歳出の予算額は、次のとおりとする。

歳 入	
第 1 款 負 担 金	9,554 千円
第 2 款 補 助 金	3,811 千円
第 3 款 繰 越 金	0 千円
第 4 款 諸 収 入	1 千円
計	13,366 千円
歳 出	
第 1 款 運 営 費	527 千円
第 1 項 会 議 費	514 千円
第 2 項 事 務 費	13 千円
第 2 款 事 業 費	12,839 千円
第 3 款 返 還 費	0 千円
第 4 款 予 備 費	0 千円
計	13,366 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 3 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予定支出の各項の経費及び各項間の経費

令和 7 年 4 月 2 4 日提出

江南市地域公共交通会議会長 磯部 友彦

令和7年度江南市地域公共交通会議予算実施計画

歳入及び歳出

歳入

[単位:千円]

款	項	目	予 算 額	備 考
1 負 担 金	1 負 担 金		9,554	
		1 負 担 金	9,554	江南市一般会計負担金
2 補 助 金	1 補 助 金		3,811	
		1 補 助 金	3,811	国庫補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業補助金)
3 繰 越 金	1 繰 越 金		0	
		1 繰 越 金	0	
4 諸 収 入	1 諸 収 入		1	
		1 諸 収 入	1	預金利子
計			13,366	

歳出

[単位:千円]

款	項	目	予 算 額	備 考
1 運 営 費	1 会 議 費		514	
		1 会 議 費	514	委員報酬等
	2 事 務 費		13	
		1 事 務 費	13	会長印作成費
2 事 業 費	1 事 業 費		12,839	
		1 事 業 費	12,839	江南市地域公共交通基礎調査委託
3 返 還 金	1 返 還 金		0	
		1 返 還 金	0	
4 予 備 費	1 予 備 費		0	
		1 予 備 費	0	
計			13,366	

江南市地域公共交通会議規約

令和 7 年 3 月 14 日制定

(目的)

第 1 条 江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項及び、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に必要な事項を協議する。

(事務所)

第 2 条 交通会議は、事務所を愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地に置く。

(所掌事項)

第 3 条 交通会議は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な旅客輸送の態様に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (3) 地域公共交通計画の実施に関する事項
- (4) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法及びその他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第 4 条 交通会議は 20 人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから江南市長が委嘱又は任命するものとする。

- (1) 鉄道事業者の代表者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者（乗合バス事業者）
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表者（タクシー事業者）
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者（愛知県タクシー協会及び愛知県バス協会）
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手代表者
- (6) 市民又は利用者の代表者（公募委員又は区長代表、老人クラブ連合会代表）
- (7) 学識経験者
- (8) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長の指名する職員
- (9) 愛知県知事の指名する職員
- (10) 愛知県一宮建設事務所長の指名する職員
- (11) 愛知県江南警察署長の指名する職員
- (12) 社会福祉協議会が推薦する者
- (13) 江南市長の指名する職員
- (14) その他交通会議で必要と認める者

2 委員は、事故又はその他やむを得ない事由により、交通会議に出席できないときは、あ

らかじめ、その旨を会長に届け出て、代理人を出席させることができる。

- 3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 交通会議に次に掲げる役員をおき、その定数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 2人

- 2 会長は、委員のうち学識経験を有する者の中から選出することとし、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は交通会議の会計監査(会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査)を行い、その状況を交通会議において報告する。

(会議)

第7条 交通会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

5 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 会長は、軽微な事項、緊急を要する事項その他会長が必要と認めた事項については、書面による決議を行うことができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同項中「出席した委員」とあるのは「委員からの意見」と読み替えるものとする。

3 書面による決議を行ったときは、会長は、その結果を次の会議において報告するものとする。

(専門部会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ交通会議に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(傍聴)

第10条 会議を傍聴しようとする者は、会議開始5分前までに、江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿（様式第1）に氏名及び住所を記入し、提出しなければならない。

2 議長は、傍聴人が、会議の秩序を乱し、又は妨げとなるような行為をするとき、その他会議の円滑な進行を図るために議長が指示する事項に従わないときは、退場を命ずることができる。

3 議長は、会議室の状況を勘案し、傍聴しようとする者の入室を制限し、又は入室中の傍聴人を退室させることができる。

4 その他傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第11条 会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、江南市都市整備部都市計画課に置く。

3 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和7年3月14日から施行する。

様式第 1（第 10 条関係）

年 月 日

江南市地域公共交通会議傍聴人受付簿

整理番号 _____

氏 名	住 所

江南市地域公共交通会議財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、江南市地域公共交通会議規約（令和7年3月14日施行。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 交通会議の予算は、江南市からの負担金、国や県等からの補助金、繰越金及びその他の収入を歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費を歳出とする。

2 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

3 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

4 会長は、前項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに江南市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに交通会議に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときには、前条第4項の規定を準用する。

(予算の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直後の交通会議においてこれを報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 交通会議の出納は会長が行う。

- 2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議出納員)

第7条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

- 2 交通会議出納員は、会長の命を受けて、交通会議の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続きは、江南市の例により行うものとする。

- 2 交通会議出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を受けるものとする。

- 2 監事は、交通会議の委員の互選により2名を選任し、前項の決算の承認を受ける前に、監事の監査に付するものとする。

- 3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに江南市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、令和7年3月14日から施行する。

別表第 1 （第 4 条関係）
歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第 2 （第 4 条関係）
歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 返還金	1 返還金	1 返還金
4 予備費	1 予備費	1 予備費

江南市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、江南市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、江南市地域公共交通会議規約（令和7年3月14日施行。）第14条第3項の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

第3条 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、江南市都市整備部都市計画課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、江南市都市整備部都市計画課の職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、江南市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の管理、取扱い等については、江南市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、
会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この規程は、令和7年3月14日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
江南市地域 公共交通会 議会長印	江南市地域 公共交通会 議会長之印	てん書	18×18	一般文書用	1	事務局長